食安輸発 0 9 0 6 第 2 号 平成 2 3 年 9 月 6 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

メキシコ産生鮮パパイヤの取扱いについて

標記については、本年9月2日に電子メールにより連絡したところですが、米国及 びカナダにおいてメキシコ産生鮮パパイヤのサルモネラ汚染が問題となっているこ とから、下記により手続き保留の上、輸入者に対しサルモネラ属菌の自主検査を指 導するようお願いします。

記

- 1.対象食品:生鮮パパイヤ (加熱せずに喫食するもの)
- 2.検査方法:厚生労働省監修「食品衛生検査指針微生物編」Ⅱ.第2章4「サルモネラ」 (1)に記載された方法によること。
- 3. 措置方法:サルモネラ属菌が陽性となった場合にあっては、食品衛生法第6条 違反として措置すること。

【参考情報】

http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm269495.htm

http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/2011/20110723e.shtml

http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110826e.shtml

http://www.cdc.gov/salmonella/agona-papayas/index.html